

会津坂下町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和2年6月25日 発行号

これからの新型コロナウイルス感染対策について

日々の暮らしの中での基本的な感染対策を徹底・継続してください

- 「3密」回避（密集、密接、密閉） ●マスクの着用（※1） ●こまめな換気（※2）
- 手洗いなどの手指衛生の徹底 ●発熱がある場合は外出を避ける

（※1）熱中症を防ぐために状況に応じてマスクをはずしましょう

注意マスク着用により、熱中症のリスクが高まります！

マスクをつけると皮膚からの熱が逃げにくくなったり、気づかないうちに脱水になるなど、体温調節がしづらくなってしまいます。暑さを避け、水分を摂るなどの「熱中症予防」とマスク着用を両立させましょう。

- 屋外で人と2m以上離れている時はマスクをはずしましょう
- マスク着用時の激しい運動は避けましょう
- のどが渇いていなくてもこまめに水分補給をしましょう



（※2）エアコン使用中もこまめに換気をしましょう

注意一般的な家庭用エアコンは室内の空気を循環させるだけで、換気は行っていません！

- 窓とドアなど2か所を開ける ●扇風機や換気扇を併用する

※エアコンを止める必要はありません。

新しい生活様式

移動

外出自粛の段階的緩和により、6月19日より全都道府県の往来が可能となりました。県外に移動する場合は次の点にご留意ください。

- 移動先の感染状況を確認し、マスク着用などの感染防止対策を徹底する
- 感染リスクの高い地域への移動や帰省をする際は、移動後2週間の行動履歴を記録するなどのリスク管理を行う

各課からのお知らせ

総合健(検)診は、感染予防対策を徹底し実施します

健(検)診意向調査で申込みのあった方、国保の特定健診対象の方へ6月25日より受診録と健診の案内を郵送しています。感染予防対策を徹底し実施しますのでご理解とご協力をお願いします。

【感染予防対策】①完全予約制とし、入場者を制限します。(7月1日から予約開始)

受付時間の電話予約と予約時間の厳守をお願いします。※詳細は郵送でご案内

- ②入場前の体温測定・体調確認を行います。
- ③事前(家で)に問診票の記入をお願いします。(会話での飛沫感染を極力防ぐため)
- ④会場内でのマスクの着用、アルコールによる手指消毒にご協力ください。(マスクは各自ご準備ください)
- ⑤会場物品の定期清掃消毒と会場の換気を行います。

※なお、感染が拡大し緊急事態宣言が発令された場合は、集団で行う健診は中止します。

【問い合わせ 生活課 福祉健康班 ☎93-6169】

各種保険税(料)の減免・徴収猶予のお知らせ

新型コロナウイルスの影響により、収入に相当の減少があった方は、保険税(料)の減免・徴収猶予が受けられますので、下記窓口まで申請してください。

対象保険税(料)：国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料

①減免

- ◇対象者 新型コロナウイルスの影響により、世帯または主たる生計維持者の事業収入などが前年同期に比べ、30%以上減少した世帯
- ◇減免額 ●国民健康保険税・後期高齢者医療保険料
…令和2年2月～令和3年3月納期分の保険税(料)の10分の2～全額
●介護保険料…令和2年2月～令和3年3月納期分の保険料の10分の8～全額
- ◇提出書類 申請書、本人確認書類、印かん、収入の減少等の事実を証明する書類(申告書の写し、売上帳、給与明細、預金通帳の写し)
- ◇申請期間 令和3年3月31日(水)まで

②徴収猶予

- ◇対象者 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の被保険者などの収入が前年同期に比べ、20%以上減少した世帯
- ◇猶予期間 ●国民健康保険税…1年以内
●介護保険料・後期高齢者医療保険料…6か月以内
- ◇提出書類 申請書、本人確認書類、印かん、収入の減少等の事実を証明する書類(申告書の写し、売上帳、給与明細、預金通帳の写し)
- ◇申請期限 令和3年3月31日(水)まで

【問い合わせ/申請先 生活課 保険年金班 国保年金係 ☎84-1501 高齢者支援係 ☎84-1513】

傷病手当金の支給について

新型コロナウイルスに感染または感染の疑いのため仕事を休んだ方について、申請により傷病手当金が支給されます。

- ◇対象者 国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している方のうち、被用者(事業主から給与の支払いを受けている方)で、新型コロナウイルスに感染または感染の疑いのため連続して4日間以上勤務することができず、事業主から給与の全部または一部を受け取ることができなかった方
- ◇支給額 (直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数)×3分の2×支給対象日数
※療養のため仕事ができない日から起算して4日目から勤務予定があった日数分。
なお上限額があります。

- ◇支給対象期間 令和2年1月1日～令和2年9月30日
- ◇提出書類 傷病手当金支給申請書(事業主や医療機関の証明が必要)、本人確認書類、通帳、印かん
- ◇申請期限 令和4年9月30日(金)(仕事ができない日から起算して2年間で時効)

【問い合わせ/申請先 生活課 保険年金班 国保年金係 ☎84-1501 高齢者支援係 ☎84-1513】

会津坂下町観光物産協会ふるさと産品ネットショップ出品者募集

観光物産協会ではインターネットショップを開設しました。商品の取り扱いを希望される事業者の方は下記までご連絡ください。

- ◇取扱条件 ●観光物産協会の正会員として入会していただける町内事業所
●賠償責任保険(PL法保険等)に加入されている町内事業所
●ふるさと産品ネットショップ開設事業要綱に承諾していただける事業者
- ◇取扱商品 食品(醸造品、菓子、飲料品など)、手工芸品など

※詳しくは別紙「会津坂下町観光物産協会ふるさと産品ネットショップ出品者募集」をご参照ください。

【問い合わせ (一社)会津坂下町観光物産協会 ☎83-2111】

「会津坂下町生活支援事業」の詳細について

生活支援と町の経済を守るための支援についての詳細は下記のとおりです。期限までに申請をお願いします。
感染拡大防止のため、郵送(「学生生活支援事業」はメール・FAX 受付可)での申請にご協力ください。

マスク配布事業

- 感染予防対策のため、長期的に着用が必要となるマスクを配布します。
- ◇対象者 町内全世帯
 - ◇配布時期 7月10日(金)より区・自治会を通して各家庭へ配布します。
 - ◇配布枚数 1世帯につき50枚入りマスク1箱(6人以上世帯には2箱)
※配布時にご不在の際は、ご自宅の郵便受けへ投函、玄関近くへ置く、ドアノブへかけるなどの対応をさせていただきます。
※自治会や区会へ加入されていない世帯は事前に下記までご連絡ください。
- 【問い合わせ 生活課 福祉健康班 ☎84-1522】

特別定額給付金事業(町単独分)

- 未申請のままお亡くなりになられた単身世帯の方のご親族代表者を対象に、申請により給付金を交付します。
- ◇対象者 亡くなられた単身世帯の方の身の回りの世話をしていた親族代表者(葬儀の喪主など、親族代表者であると認められる方。)
 - ◇交付金額 10万円
 - ◇提出書類 会津坂下町特別定額給付金対象単身世帯支援金交付申請書
※該当される方には6月15日に申請書を郵送しましたので、下記の申請期限までに申請してください。
 - ◇申請期限 令和3年3月31日(水)まで
- 【問い合わせ/申請先 総務課 行政管理班 ☎84-1503】

地域農業経営持続化支援交付金

- 農作物の流通停滞などにより、影響を受けた農業者を対象に支援金を交付します。
- ◇対象者 経営水田面積が30アール以上の町内在住農業者
 - ◇交付金額 2万円
 - ◇提出書類 ①地域農業経営持続化支援交付金申請書 ②本人確認書類 ③振込口座確認書類
※該当される方には、6月22日に申請書を郵送しましたので、下記の申請期限まで申請してください。
 - ◇第1回目振込 6月30日(火)までに受付が完了したものについては、7月10日(金)に指定口座に振込みます。※その後は順次振込みます。
 - ◇申請期限 令和2年8月31日(月)まで
- 【問い合わせ/申請先 産業課 農林振興班 ☎84-1505】

一般家庭用水道の基本料金の免除について

- 外出自粛により使用量が増加した水道使用者の負担を軽減するため、水道の基本料金を免除します。
- ◇対象者 一般家庭用(家事用)として使用している方
 - ◇免除内容 水道の基本料金
 - ◇免除期間 令和2年8月請求分(7月使用)から令和2年10月請求分(9月使用)までの3か月間
※手続は不要です。ただし、用途が「家事用」以外になっている方で、現在「家事用」として使用している場合は下記までご連絡ください。なお、用途は検針票で確認ができます。
- 【問い合わせ 建設課 上下水道班 ☎84-1530】

テイクアウト参入促進飲食店支援金

- テイクアウト事業に取り組んだ町内飲食店事業者を対象に支援金を交付します。
- ◇対象者 町内飲食店で、令和2年4月1日から7月31日までに新たにテイクアウトを開始および拡充した飲食店(令和2年4月1日以前に事業を開始しており、営業実態が確認できること)
 - ◇交付金額 5万円
 - ◇提出書類 ●営業許可証の写し ●テイクアウトを開始または拡充した事が確認できる書類 など
※詳しくは別紙「テイクアウト参入促進飲食店支援金」をご参照ください。
 - ◇第1回目振込 7月10日(金)に指定口座に振込みます。 ※その後は順次振込みます。
 - ◇申請期間 令和2年7月31日(金)まで
- 【問い合わせ/申請先 産業課 商工観光班 ☎83-5711】

営業自粛協力金事業者応援金

- 緊急事態措置の期間のうち、町が定めた期間に休業や営業時間の短縮要請にご協力いただいた町内事業者を対象に、応援金を交付します。
- ◇対象者 福島県の休業要請などに応じて、緊急事態措置の期間のうち、少なくとも令和2年4月21日から令和2年5月15日までの間、定休日を除く3日間以上、町内の施設の休止や営業時間の短縮の対策を講じている事業者
 - ◇交付金額 ●休止をした施設を自己所有している場合 5万円
●休止をした施設を1か所賃貸している場合 10万円
●休止をした施設が複数箇所賃貸している場合 15万円
 - ◇提出書類 ●確定申告書の写し
●各種営業届出許可証
●休業・時短営業の実態が分かる書類 など
※詳しくは別紙「営業自粛協力金事業者応援金」をご参照ください。
 - ◇第1回目振込 7月10日(金)に指定口座に振込みます。※その後は順次振込みます。
 - ◇申請期間 令和2年9月30日(水)まで
- 【問い合わせ/申請先 産業課 商工観光班 ☎83-5711 会津坂下町商工会 ☎83-3139】

感染防止対策事業者応援金

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を講じた町内事業者の方に対して、応援金を交付します。
- ◇対象者 町内に施設(事業所)を有する中小企業等および個人事業主(農業に関わる事業者は対象外)で、緊急事態措置の期間中、感染防止対策に取り組んだ事業者(令和2年4月20日以前に事業を開始しており、営業実態が確認できること。)
 - ◇交付金額 3万円
 - ◇提出書類 ●確定申告書の写し ●感染防止対策に取り組んだ事が確認できる書類 など
※詳しくは別紙「感染防止対策事業者応援金」をご参照ください。
 - ◇第1回目振込 7月10日(金)に指定口座に振込みます。※その後は順次振込みます。
 - ◇申請期限 令和2年9月30日(水)まで
- 【問い合わせ/申請先 産業課 商工観光班 ☎83-5711】

学生生活支援事業

- 県外で暮らしている学生を対象に町の特産品を贈ります。
- ◇対象者 町内出身の18~24歳(平成8年4月2日~平成14年4月1日に生まれた方)までの県外在住の大学生・大学院生・短大生・専門学生・予備校生で、保護者が町内在住の方
 - ◇支援品 マスク、米4kg、味噌、醤油、その他(8千円相当)
 - ◇提出書類 ●申込書
●学生証または在学証明書の写し など
※詳しくは別紙「県外で学ぶ学生を応援します」をご参照ください。
 - ◇第1回目発送 7月3日(金)までに受付が完了したものについては、7月10日(金)に発送します。
※その後は順次発送します。
 - ◇申請者 本人または保護者(親、祖父母、兄弟など)
 - ◇申請期限 令和2年8月31日(月)まで(郵送、メール、FAXで申請可能)
- 【問い合わせ/申請先 産業課 商工観光班 ☎83-5711】